

ID: 26-1

担当部署: 財政課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	村田町公共物管理条例 第5条第1項		
例 規 番 号	平成13年条例第14号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (使用料の徴収)</p> <p>第5条 町長は、前条の許可を受けたものから別表に定める額の使用料等を徴収することができる。</p> <p>2 使用料は、町長の発行する納入通知書により納入しなければならない。</p> <p>3 既に納入した使用料は返還しない。ただし、町長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。</p>			
備考			
<p>【共通担当部署】</p> <p>財政課 建設水道課</p>			
設 定 年 月 日	令和3年4月2日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日